

中間報告に加え最終報告に追加した事項及び主な変更点

○中間報告

第1. 検証委員会の目的と設置の経緯

- 1 「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における不適切な事案について
- 2 検証委員会の設置
- 3 検証委員会の開催経過

第2. 中間報告の位置づけ **【削除】** →

第3. 討論会の開催に至る経緯

- 1 発案・企画
- 2 事前準備

第4. 討論会後の状況

- 1 主催者（観光文化交流局）による事後の対応
- 2 総務局・スポーツ市民局・健康福祉局が現在までに行った対応
※現在・・・中間報告時

【追加】 →

第5. 事案における問題点と検証

- 1 「討論会」とされた経緯 **【変更】**
- 2 事前の準備
- 3 当日の運営の実施・責任体制

【追加】 →

第6. 再発防止に向けて取り組むべき事項

- 1 職員研修の充実
 - 2 障害者差別解消の推進に関する法律、条例の周知徹底
 - 3 人権施策推進会議（局長級）・幹事会（課長級）の企画運営の見直し
 - 4 差別事案発生防止のための体制づくり
 - 5 差別事象マニュアルの抜本的見直し
 - 6 市民・事業者の障害及び障害者理解の一層の促進
 - 7 対話によるバリアフリーを推進するための仕組みの整備
 - 8 その他 **【変更】**
- 【追加】** →

第7. 今後の検証に向けて **【削除】** →

【追加】 →

○最終報告

第1. 検証委員会の目的と設置の経緯

- 1 「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における不適切な事案について
- 2 検証委員会の設置
- 3 検証委員会の開催経過

第2. 討論会の開催に至る経緯

- 1 発案・企画
- 2 事前準備

第3. 討論会後の状況

- 1 主催者（観光文化交流局）による事後の対応
- 2 総務局・スポーツ市民局・健康福祉局が行った対応

第4. 木造復元事業の推進過程（バリアフリー関係）

- 1 名古屋城天守木造復元事業の主な経緯
- 2 木造復元天守内の階層間の移動方法に関する市の方針の変遷

第5. 事案における問題点と検証

- 1 「討論会」とされた経緯
- 2 事前の準備
- 3 当日の運営の実施・責任体制
- 4 市が差別事案に対して適切な対応ができなかった背景・遠因等

変更点については
別紙参照

第6. 再発防止に向けて取り組むべき事項

- 1 再発防止に向けた提言
 - （1）職員研修の充実
 - （2）障害者差別解消の推進に関する法律、条例の周知徹底
 - （3）人権施策推進会議（局長級）・幹事会（課長級）の企画運営の見直し
 - （4）差別事案発生防止のための体制づくり
 - （5）差別事象マニュアルの抜本的見直し
 - （6）市民・事業者の障害及び障害者理解の一層の促進
 - （7）対話によるバリアフリーを推進するための仕組みの整備
 - （8）主体的・積極的な取組の要請
- 2 市民からより一層信頼を得るための提言
 - （1）障害者差別解消の推進に関する条例の改正
 - （2）実効性のある人権条例の制定

第7. おわりに

「第5. 事案における問題点と検証」における記述の変更点

項番	中間報告の記述	最終報告の記述	頁
1(1)ウ 第3 パラ グラフ 後半	こうした点については、市長レクを経た後に変更されているため、その変更理由を明らかにすべく具体的な指示や議論などを確認したところ、記録がなく詳細がわからないとのことであったが、変更前の案は所管副市長まで合意していたことから、 現段階での調査においては、少なくとも、市長の『昇降技術』を「設置しない」という当時の意向が関係しているのではないかと推認せざるを得ない。	こうした点については、市長レクを経た後に変更されているため、その変更理由を明らかにすべく具体的な指示や議論などを確認したところ、記録がなく詳細がわからないとのことであったが、変更前の案は所管副市長まで合意していたことから、 検証委員会としては、市長の『昇降技術』を「設置しない」という当時の意向が、多少なりとも関係していたと判断する。	15 ～ 16
1(2)ウ 第3 パラ グラフ	より上層階へ昇るための手段としてエレベーターを設置しない代わりに、史実に忠実な復元を公募の要件として選定した『昇降技術』を設置することへの市民理解があまりなされていない段階で、“バリアフリー”の名称を十分に検討することなく使ったことで、意見の対立が持ち込まれる 背景になった可能性がないとは言い切れない。	検証委員会としては、 より上層階へ昇るための手段としてエレベーターを設置しない代わりに、史実に忠実な復元を公募の要件として選定した『昇降技術』を設置することへの市民理解があまりなされていない段階で、“バリアフリー”の名称を十分に検討することなく使ったことで、意見の対立が持ち込まれる 要因の1つとなったと判断する。	18
2(3)ウ 第1 パラ グラフ 後半	文化庁への申請に合わせたスケジュールが優先された結果、討論会の実施そのものが目的化し作業的に準備を進めることになり、前述の特殊性を踏まえた検討作業や『昇降技術』に対する正確な情報が市民に提供されていない状況で討論会が開催されることになったものと 推察される。	文化庁への申請に合わせたスケジュールが優先された結果、討論会の実施そのものが目的化し作業的に準備を進めることになり、前述の特殊性を踏まえた検討作業や『昇降技術』に対する正確な情報が市民に提供されていない状況で討論会が開催されることになったものと 判断する。	21

項番	中間報告の記述	最終報告の記述	頁
2(3)ウ 第3 パラ グラフ	名古屋城総合事務所の職員は、令和5年3月10日の企画から討論会開催までの間に、市長・所管副市長・局長へのレクが計31回行われ、繰り返し企画の修正・再提案を行う必要があった。年度をまたぐ企画検討のため、局長や主担当者の人事異動による職員体制の変更による各職員への負担の重さは想像に難くない。名古屋城のバリアフリーに関することは、意見の対立が存在する事項であり、4月の人事異動で職員の入れ替わりがあったものの、その背景事情や『昇降技術』の設置に向けて進めてきた経緯を関係者が十分に理解したうえで、様々な意見が出されることを想定することが求められるにも関わらず、入念に準備する余裕がなかったことが、参加市民への配慮やさまざまな想定に至れなかった一因であると推察される。	職員は、令和5年3月10日の企画から討論会開催までの間に、市長・所管副市長・局長へのレクが計31回行われ、繰り返し企画の修正・再提案を行う必要があった。年度をまたぐ企画検討のため、局長や主担当者の人事異動による職員体制の変更による各職員への負担の重さは想像に難くない。検証委員会としては、名古屋城のバリアフリーに関しては、意見の対立が存在する事項であり、4月の人事異動で職員の入れ替わりがあったものの、その背景事情や『昇降技術』の設置に向けて進めてきた経緯を関係者が十分に理解したうえで、様々な意見が出されることを想定することが求められるにも関わらず、入念に準備する余裕がなかったことが、参加市民への配慮やさまざまな想定に至れなかった要因の1つであると判断する。	21
3(1)ウ 第8 パラ グラフ	なお、討論会において、事実上、『昇降技術』を設置しない意見を聞く運営がされていたが、市長レクで市民あてのアンケート等に「設置しない」可能性もあるような表現に修正されていた事実からすると、市長の『昇降技術』を「設置しない」という当時の意向が職員の意識に何らかの影響し、こうした運営に反映された可能性がまったくないとまでは言い切れないものと思われる。	なお、討論会において、事実上、『昇降技術』を設置しない意見を聞く運営がされていたが、市長レクで市民あてのアンケート等に「設置しない」可能性もあるような表現に修正されていた事実からすると、検証委員会としては、市長の『昇降技術』を「設置しない」という当時の意向が職員の意識に何らかの影響し、少なからず、こうした運営にも反映されたと判断する。	26

項番	中間報告の記述	最終報告の記述	頁
3(2)ウ 第3 パラ グラフ	職員が適切に動けなかった理由として、ヒアリング結果からは、差別発言などがあった場合の事前の想定、シミュレーションができておらず、身体が動かなかったということがあげられているが、市民が言い合いをしているところに職員が止めに入って一旦その言い合いがおさまったことや、2人の差別発言の直後に発言した市民が、対立意見をまとめるような意見を述べたことで討論が終了し、安心したといった意見があったことからすると、討論会を無難に終えることばかりに気が向いていたのではないかと推察される。	職員が適切に動けなかった理由として、ヒアリング結果からは、差別発言などがあった場合の事前の想定、シミュレーションができておらず、身体が動かなかったということがあげられているが、市民が言い合いをしているところに職員が止めに入って一旦その言い合いがおさまったことや、2人の差別発言の直後に発言した市民が、対立意見をまとめるような意見を述べたことで討論が終了し、安心したといった意見があったことからすると、多くの意識が討論会を無難に終えることに向いていたものと判断する。	28
3(2)ウ 第5 パラ グラフ	なお、無作為抽出で選ばれた市民に自由に発言いただくことについて市長が非常に重き価値を置いた発言を検討段階からしており、職員も委託業者も同様の認識でいた。そうした市長や職員が非常に重視する市民の自由な発言であったことから、制止や注意することに対して躊躇した面もあったのではないかと推察される。	なお、無作為抽出で選ばれた市民に自由に発言いただくことについて市長が非常に重き価値を置いた発言を検討段階からしており、職員も委託業者も同様の認識でいた。そうした市長や職員が非常に重視する市民の自由な発言であったことから、制止や注意することに対して躊躇した面もあったものと判断する。	28